

# 大飯原発運転差し止め 福井地裁判決に対する 各社社説

2014年5月21日

大飯原発3, 4号機の運転差し止めを求めた訴訟で福井地裁は運転差し止めを命じました。

さて、これを受けて全国紙（読売・朝日・毎日・産経・日経）と東京新聞社説はどのような意思表示をしたのか？まとめます。

特に判決に批判的な論調を中心に

読売新聞

2014年5月22日社説

大飯再稼働訴訟 不合理な推論が導く否定判決

昨年7月に施行された原発の新たな規制基準を無視し、科学的知見にも乏しい。判決が、どれほどの規模の地震が起きるかは「仮説」であり、いくら大きな地震を想定しても、それを「超える地震が来ないという確たる根拠はない」と強調した点も、理解しがたい。  
**非現実的な考え方に基づけば、安全対策も講じようがない。**

最高裁は1992年の伊方原発の安全審査を巡る訴訟の判決で、「極めて高度で最新の科学的、技術的、総合的な判断が必要で、行政側の合理的な判断に委ねられている」との見解を示している。原発の審査に関し、司法の役割は抑制的であるべきだ、とした妥当な判決だった。各地で起こされた原発関連訴訟の判決には、最高裁の考え方が反映されてきた。福井地裁判決が最高裁の判例の趣旨に反するのは明らかである。関電は控訴する方針だ。上級審には合理的な判断を求めたい。

産経新聞

2014年5月23日主張

大飯再稼働認めず 非科学、非現実的判決だ

最高裁は平成4年10月、伊方原発訴訟の上告審判決で安全基準の適合性について「科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う行政側の合理的判断に委ねると解するのが相当である」との見解を示している。

「具体的危険性が万が一でもあれば差し止めが認められるのは当然だ」

とする福井地裁判決は突出している。

「地震大国日本で、基準地震動を超える地震が到来しないというのは根拠のない楽観的見通しだ」

と断じ、安全対策そのものを否定した。

それこそ、科学的知見に基づかない悲観的見通しとはいえないか。

昨年7月に施行された新規規制基準は、

大地震だけでなく航空機テロなどあらゆる事態を想定して策定された。

「世界一厳しい」とされる評価も考慮されていない。

**百パーセントの安全はあり得ない。これを求めては技術立国や文明社会の否定につながる。**

万が一のリスクについて多くが述べられながら、

原発を稼働させないリスクについては、ことごとく一蹴した。

「電気代の高い低い」は、多くの人や企業にとって死活問題そのものである。

関電は判決を不服として、名古屋高裁金沢支部に控訴した。

再稼働に向けては原子力規制委員会に審査を申請し、新規規制基準に基づく適合審査が続いている。

判決が確定しない限り、審査に適合すれば再稼働は可能だ。

上級審には冷静で合理的な判断を求めたい。

## 大飯差し止め判決への疑問

疑問の多い判決である。  
とくに想定すべき地震や冷却機能の維持などの科学的判断について、過去の判例から大きく踏み込み、独自の判断を示した点だ。  
判決は関電の想定を下回る揺れでも電源や給水が断たれ、重大事故が生じうるとした。  
地震国日本では、どんなに大きな地震を想定しても「それを超える地震が来ない根拠はない」とも指摘した。

**これは原発に100%の安全性を求め、絶対安全という根拠がなければ運転は認められないと主張しているのに等しい。**

大飯原発は規制委が新基準に照らし、安全審査を進めている。  
その結論を待たずに差し止め判決を下したのには違和感がある。  
関電は判決を不服として控訴した。  
原発の安全性をめぐる科学的判断に司法はどこまで踏み込むのか、電力の安定供給についてどう考えるのか。上級審ではそれらを考慮した審理を求めたい。

## 大飯原発差し止め なし崩し再稼働に警告

## 大飯差し止め判決「無視」は許されぬ

## 大飯原発・差し止め訴訟 国民の命を守る判決だ

### 私の感想

判決に批判的な3紙に共通する点に「100%の安全なんてあり得ない」というのがあります。それは「非現実的だ」とか「技術立国や文明社会の否定だ」とか。。

判決にはこんなくだりがあります。(参考資料①より)

原子力発電所は、電気の生産という社会的には重要な機能を営むものではあるが、原子力の利用は平和目的に限られているから(原子力基本法2条)、**原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由(憲法22条1項)に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。**  
しかるところ、大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。かような危険を抽象的にでもはらむ経済活動は、その存在自体が憲法上容認できないというのが極論にすぎるとしても、**少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差し止めが認められるのは当然**である。

批判的な3紙とも認めている通り、100%の安全はあり得ません。(実際、事故は起きました)そして原発が事故を起こせば、それは地球全体に影響を及ぼし、多くの人々のふるさとを奪ってしまうことを我々は既に学習しているはずです。

「火はいつか燃え尽き、動いているものは止まる。原発は、最悪人間の手を離れたとき、そのまま放っておけば被害が収まるということがない」という指摘(参考資料②)もあります。原発は自然の営みからはずれた、倫理的にも許されないものだとは私は思います。

#### <参考資料>

①【速報】大飯原発運転差止請求事件判決要旨全文を掲載します

NPJ訴訟日誌 2014年5月21日

<http://www.news-pj.net/diary/1001>

②大山明男 原発の存在と倫理問題の構造—倫理の内と外—

駿河台経済論集 第22巻第2号 (2013)

[http://ci.nii.ac.jp/vol\\_issue/nels/AN10360804/ISS0000485973\\_ja.html](http://ci.nii.ac.jp/vol_issue/nels/AN10360804/ISS0000485973_ja.html)